

綾瀬市国民健康保険健康診断等受診データ提供者への記念品交付事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自己が勤務する事業所等での健康診査、人間ドック等（以下「健康診断等」という。）を受診した場合に国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定に基づく保健事業として位置付け、健康診断等の結果に基づき特定保健指導の受診勧奨及び統計処理等を行い、もって疾病の予防、早期発見、早期治療並びに医療費適正化の推進に資することを目的として、健康診断等の受診データを提供した被保険者に対し、予算の範囲内において記念品を交付する事業（以下「記念品交付事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 記念品交付事業を利用できる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 健康診断等受診日において、綾瀬市国民健康保険特定健康診査（以下「特定健診」という。）の対象者であること。
- (2) 綾瀬市国民健康保険税の滞納がない世帯に属する者であること。
- (3) 当該年度に、特定健診を受診していない者であること。
- (4) 当該年度に、綾瀬市国民健康保険人間ドック費用助成事業実施要綱における助成券の交付を受けていない者であること。

(受診データの内容)

第3条 対象者が提供する受診データは、受診日の属する年度のものとする。

2 受診データには、特定健診項目を含むものとし、その内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名、生年月日、健康診断等の実施機関名及び健康診断等受診日
- (2) 問診（医師の診断、医師名、服薬歴及び喫煙歴）
- (3) 身長、体重及び腹囲測定値
- (4) BMI測定
- (5) 血圧測定
- (6) 肝機能検査（AST、ALT又はγ-GTP）
- (7) 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール又はLDLコレステロール）
- (8) 空腹時血糖検査（HbA1c）

(交付申請)

第4条 記念品交付事業の申請をしようとする者は、健康診断等受診データ提供者記念品交付申請書（別記様式）に前条に規定する健康診断等の受診データを添えて、市長に提出するものとし、申請期限は、受診日の属する年度の翌年度4月末日までとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、記念品を対象者に交付するものとする。

(記念品)

第6条 交付する記念品は、毎年度予算の定める範囲内とし、交付は1年度につき1回とする。

(受診データの管理等)

第7条 市長は、健康診断等の受診データを高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健診のデータとみなし、関係法令に基づき適切に管理を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

健康診断等受診データ提供者記念品交付申請書

年 月 日						
(宛先) 綾瀬市長						
住 所						
申請者 氏 名						
電話番号						
受診データを添えて、次のとおり申請します。 また、このデータを保健事業に使用することに同意します。						
被保険者証記号番号	5 3 -					
受診した医療機関名						
受 診 年 月 日	年 月 日					
備 考						
上記のことについて、次のとおり決定してよいでしょうか。	課 長	担当総括者	担 当	受 付 者	起 案	. .
					決 裁	. .
納 付 状 況	<input type="checkbox"/> 納付済 <input type="checkbox"/> 未納（ 年度第 期から 期まで）					
記 念 品 交 付	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない					

※ 太枠内のみ記入してください。